② 共同企業体の代表者以外の構成員
次の(ｱ)(ｲ)のいずれかの工事の実績を有すること。
(ｱ) 鋼道路橋における１径間以上の常設足場(恒久足場含む)、または裏面吸音板の設置工事
※鋼道路橋の新設工事の一部として実施した場合の実績も含む
(ｲ) 鋼道路橋における塗装面積5,000㎡以上の塗替塗装工事
上記工事は2010年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。

(4) 下記の期間Ａ、期間Ｂについて、次の①から③に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、及び現場代理人（以下「配置予定技術者」という）及び設計管理技術者及び設計照査技術者を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。
なお、主任技術者又は監理技術者は、現場施工着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場施工着手日は、令和８年２月25日（水）を予定している。
また、工程上一定の区切りと認められる時点(期間Ａ、期間Ｂが切り替わる時点)において、主任技術者又は監理技術者の途中交代を認める。
期間Ａ：準備期間等、現場が稼働していない期間、および足場等仮設備の設置作業期間や仮設備内での調査期間
契約締結日翌日から令和８年２月24日（火）まで
期間Ｂ：目的構造物に係る工事が行われている期間
令和８年２月25日（水）から工期末まで
① 期間Ａ、期間Ｂに配置する主任技術者及び監理技術者は、以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。
ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）
イ 技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（建設部門）」という。）
ウ ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
② 監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③ 期間Ａにおいて、配置予定技術者のうち少なくとも１名は、2010年度以降に以下に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、工事の経験における従事役職は問わない。
・市街地（ＤＩＤ相当）における往復４車線以上の道路上において車線規制を行う工事
上記工事の経験は、2010年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。
④ 期間Ｂにおいて、配置予定技術者のうち少なくとも１名は、2010年度以降に次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかと(ｳ)に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、工事の経験における従事役職は問わない。
(ｱ) 鋼道路橋における１径間以上の常設足場(恒久足場含む)、または裏面吸音板の設置工事
※鋼道路橋の新設工事の一部として実施した場合の実績も含む
(ｲ) 鋼道路橋における上部工又は鋼橋脚の架設工事
(ｳ) 市街地（ＤＩＤ相当）における往復４車線以上の道路上において車線規制を行う工事
上記工事の経験は、2010年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。
⑤ 設計管理技術者及び設計照査技術者（以下「設計技術者」という。）は、以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。
ア 技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とした者に限る。））の資格を有する者
イ ＲＣＣＭ（専門技術部門が鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者
ウ ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
⑥ 設計技術者のうち、いずれか１名は、2015年度以降に設計監理技術者又は設計照査技術者として、以下に掲げるいずれかの業務の経験を有する者であること。
(ｱ) 鋼道路橋における１径間以上の常設足場(恒久足場含む)、または裏面吸音板の実施設計
(ｲ) 鋼道路橋における上部工又は鋼橋脚の実施設計
※実施設計とは次のいずれかの設計業務をいう
・首都高速道路における「実施設計」業務
・国土交通省における「詳細設計」業務
・そのほか発注機関における国土交通省の「詳細設計」と同等の業務

(5) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は「入札説明書」に記載）。

(6) 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(7) 共同企業体を構成する場合においては、以下に掲げる事項をすべて満たしていること。
① 共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
② 共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
③ 共同企業体すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。
④ 共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

(8) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

(9) 本工事と同一工種の首都高速道路株式会社発注工事において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から過去２年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去１年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。

(10) 首都高速道路株式会社発注工事において、工事成績の平均が2023年度及び2024年度の２年間連続して60点未満である者でないこと。

3 技術提案書及び工事費内訳書に関する事項

(1) 技術提案書の作成
技術提案書の作成にあたっては、「入札説明書」に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、「入札説明書」に示す様式により作成すること。なお、技術提案書は、本工事に関連する資料で示される要件を満足させるものであり、本工事における構造及び施工方法として適正であるものとする。

(2) 技術提案書の審査
技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）結果を反映させた最終技術提案書を提出すること。技術提案書の評価は最終技術提案書に対して行う。